

区民委員会報告資料

令和5年8月17日

報告事項件名	頁
1 令和5年度当初課税における特別区民税等の調定額について	2
2 令和4年度特別区税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の 収納率等について	4
3 主要収納金の決算見込みについて	8
4 令和4年度足立区納付案内センターの稼働実績について	12
5 コンビニ交付システム停止にかかる対応経過について	18
6 令和5年度国民健康保険料の賦課状況について	20
7 後期高齢者医療制度における一部負担金（自己負担）割合の算定誤り について	22

(区 民 部)

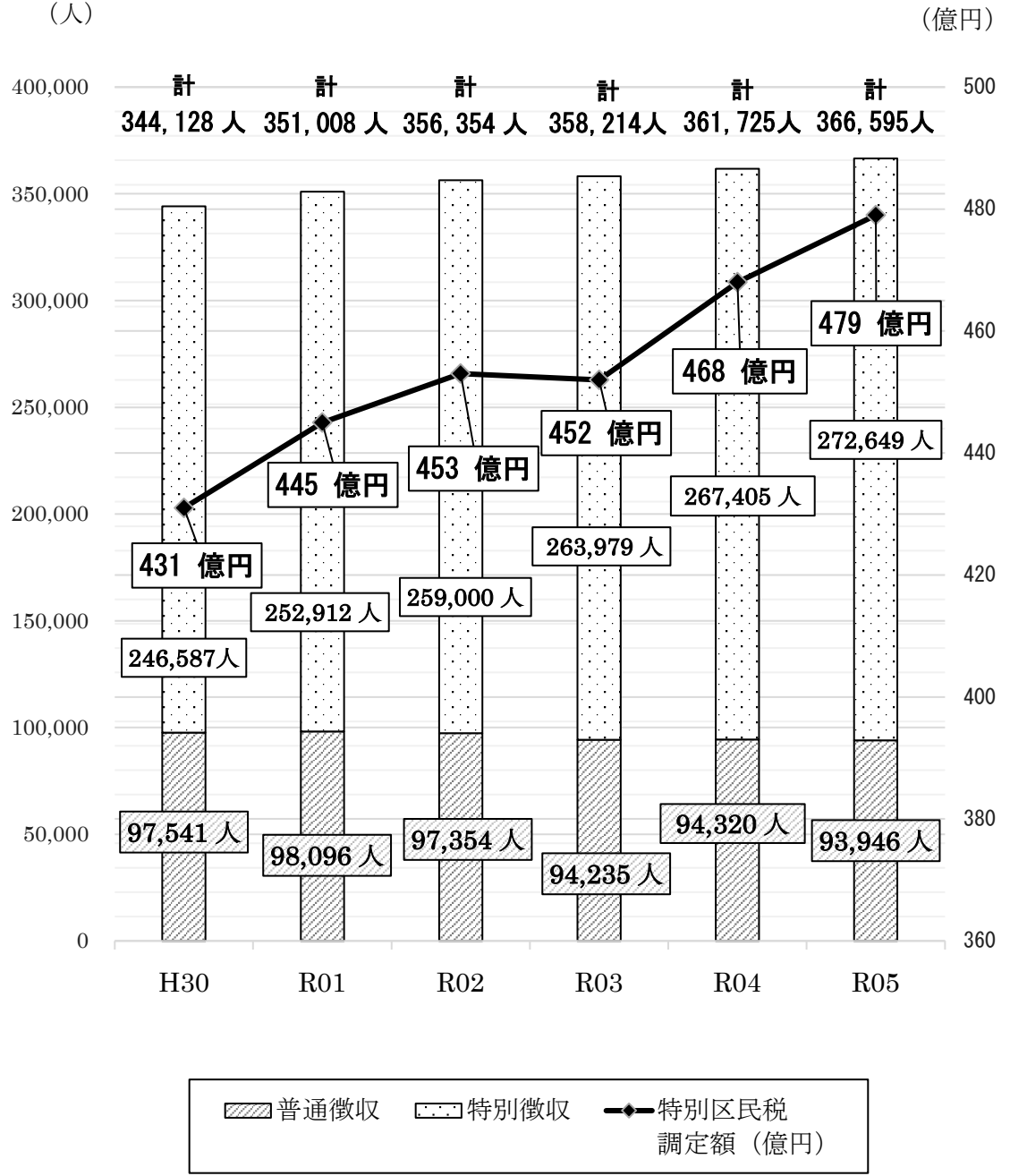
区民委員会報告資料

令和5年8月17日

件名	令和5年度当初課税における特別区民税等の調定額について						
所管部課名	区民部 課税課						
内容	1 調定額						
	特別区民税、軽自動車税ともに前年度と比較して増額になった。						
	令和5年6月30日現在						
		区分	4年度調定額 A	5年度調定額 B	増減額 B-A	前年度比 B/A	
	特別区民税	普通徴収	12,157,189千円	11,638,866千円	△518,323千円	95.74%	
		特別徴収	給与	33,655,307千円	35,271,352千円	1,616,045千円	104.80%
			年金	1,003,342千円	1,024,262千円	20,920千円	102.09%
		合計	46,815,838千円 361,725人	47,934,480千円 366,595人	1,118,642千円 4,870人	102.39% 101.35%	
	軽自動車税	種別割	544,714千円 95,827台	559,510千円 96,091台	14,796千円 264台	102.72% 100.28%	
		環境性能割	11,725千円 529台	7,582千円 334台	△4,143千円 △195台	64.67% 63.14%	
		合計	556,439千円 96,356台	567,092千円 96,425台	10,653千円 69台	101.91% 100.07%	
	2 調定額の主な増理由						
	(1) 特別区民税調定額は、東京都における雇用環境が改善傾向にあり、対前年度比で約11億円の増額となった。						
	(2) 軽自動車税調定額は、総課税台数が増加し、かつ、新税率・重課税率適用の車種が増加したことにより、約1千万円の増額となった。						
	(参考) 納税義務者 令和5年6月30日現在						
	区分	4年度納税義務者数 A	5年度納税義務者数 B	増減 B-A	前年度比 B/A		
	普通徴収 (納付書納付)	94,320人	93,946人	△374人	99.60%		
	特別徴収 (収入が給与のみで 天引きされている方)	248,853人	253,941人	5,088人	102.04%		
	特別徴収 (収入が年金のみで 天引きされている方)	18,552人	18,708人	156人	100.84%		
	合計	361,725人	366,595人	4,870人	101.35%		
3 今後の方針							
未申告者への申告書の送付や扶養調査など、申告漏れや申告誤りの是正に取り組み適正課税に努める。							

(参考) 過去6年間の推移

特別区民税 当初調定額と納税義務者数



区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和5年8月17日

件 名	令和4年度特別区税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の収納率等について										
所管部課名	区民部 課税課、納税課、国民健康保険課、高齢医療・年金課										
内 容	令和4年度決算見込み額での区民部の主な債権情報を次のとおり報告する。										
	(単位:千円 下段は前年度との増減、順位は前年度順位)										
	区 分		調定額	収納額 (※1)	収納率 (%)	不納欠損額	目標収納率 (%) 4年度 (3年度)	23区 順位	収納 率伸 び幅 順位		
	特 別 区 税	特別 区 民 税	現年分	47,633,133 (1,749,206)	46,815,723 (1,635,590)	98.28 (△0.19)	201,076 (△221)	98.03 (95.64)	22 (23)	18 (10)	
			滞 納 繰越分	1,231,775 (△93,179)	532,293 (△59,078)	43.21 (△1.42)		35.75 (32.43)	12 (13)	14 (9)	
			合 計	48,864,908 (1,656,027)	47,348,016 (1,576,512)	96.90 (△0.06)		96.02 (92.55)	22 (21)	20 (11)	
		軽 自 動 車 税	種 別 割	現年分	544,500 (18,540)	524,882 (18,511)	96.40 (0.12)	13,826 (1,975)	96.05 (96.10)	23 (23)	12 (11)
				滞 納 繰越分	48,805 (△2,253)	9,762 (△289)	20.00 (0.31)		16.50 (16.50)	15 (16)	13 (9)
			小 計	593,305 (16,287)	534,644 (18,222)	90.11 (0.61)	89.33 (88.74)		19 (19)	13 (7)	
			環 境 性能割	35,976 (13,365)	35,976 (13,365)	100.00 (0)	/		/	/	
			合 計	629,281 (29,652)	570,620 (31,587)	90.68 (0.79)	89.85 (89.19)		19 (19)	10 (6)	
			たばこ税	現年分	5,626,505 (267,455)	5,626,505 (267,455)	100.00 (0)		0	/	/
		滞 納 繰越分	0 (0)	0 (0)	- (-)	/	/	/			
	合 計	5,626,505 (267,455)	5,626,505 (267,455)	100.00 (0)	/	/	/				
	特別区税合計		55,120,694 (1,953,134)	53,545,141 (1,875,554)	97.14 (△0.04)	214,902 (1,753)	/	/	/		
	国民健康 保 険 料	現年分	16,400,104 (168,390)	14,579,059 (31,207)	88.90 (△0.73)	895,533 (△20,463)	89.50 (86.39)	17 (14)	21 (20)		
		滞 納 繰越分	2,849,427 (162,569)	636,225 (81,515)	22.33 (1.68)		26.00 (12.56)	20 (22)	11 (8)		
		合 計	19,249,531 (330,959)	15,215,284 (112,722)	79.04 (△0.79)		81.04 (75.99)	16 (11)	23 (12)		
	後期高齢者 医 療 保 険 料 (※2)	現年分	7,116,594 (770,814)	7,081,687 (763,973)	99.51 (△0.05)	16,182 (△7,450)	99.60 (99.45)	- (4)	- (5)		
		滞 納 繰越分	73,276 (△16,400)	33,763 (△2,194)	46.08 (5.98)		45.00 (41.50)	- (14)	- (11)		
合 計		7,189,870 (754,414)	7,115,450 (761,779)	98.96 (0.23)	99.02 (98.66)		- (8)	- (4)			

※1 収納額は、納めすぎなどにより返還すべき額のうち未返還の額を含む
 ※2 後期高齢者医療保険料収納率の23区順位は8月末頃に判明する
 ※3 入湯税については、令和3年度、令和4年度ともに実績なしのため記載を省略している

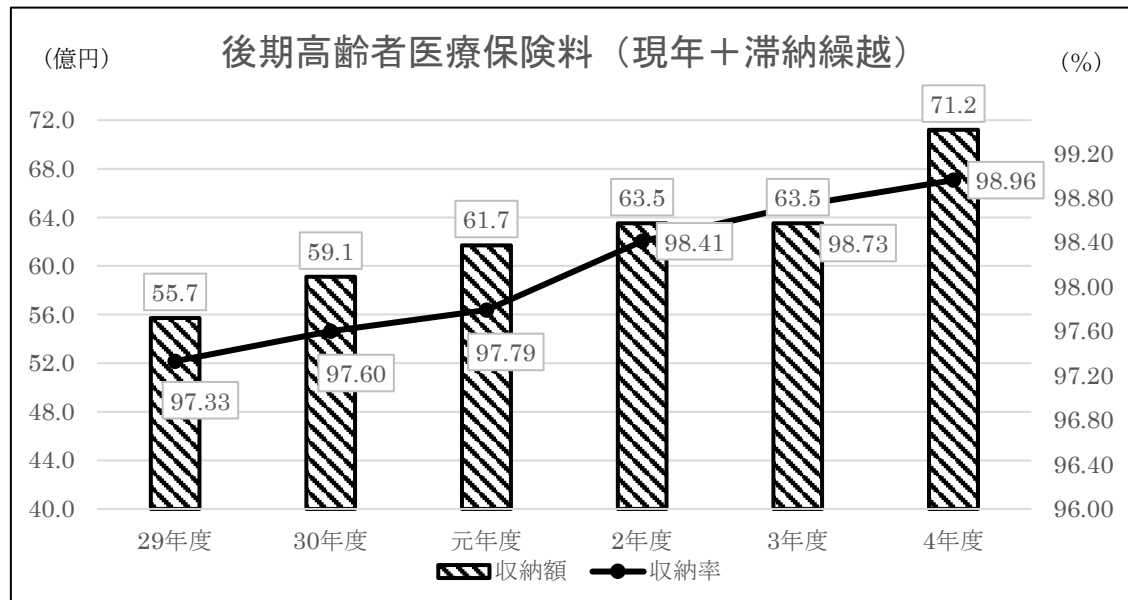
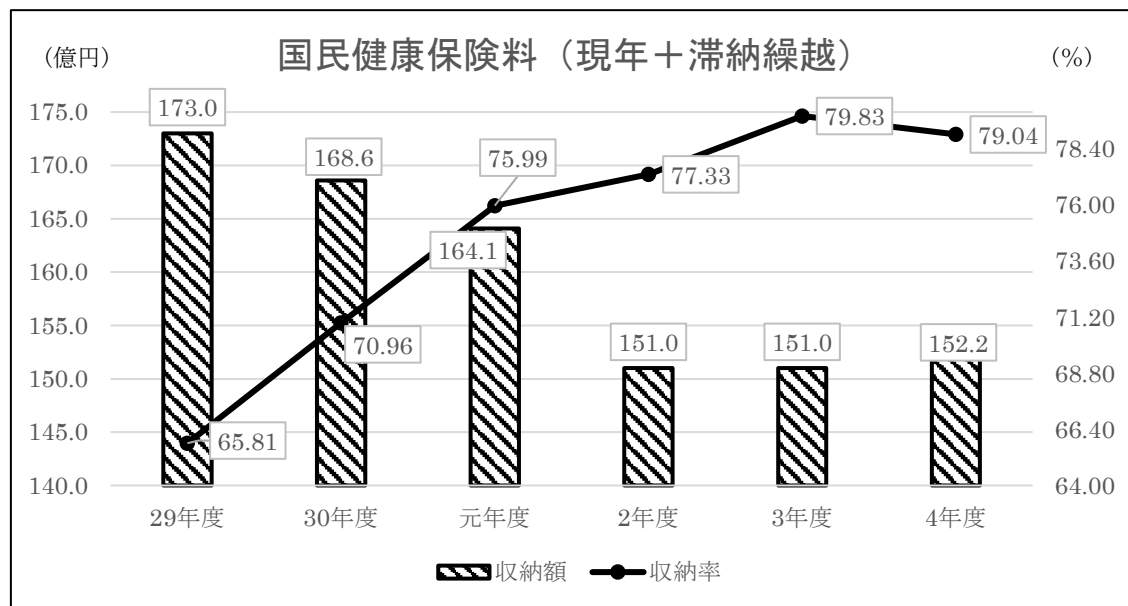
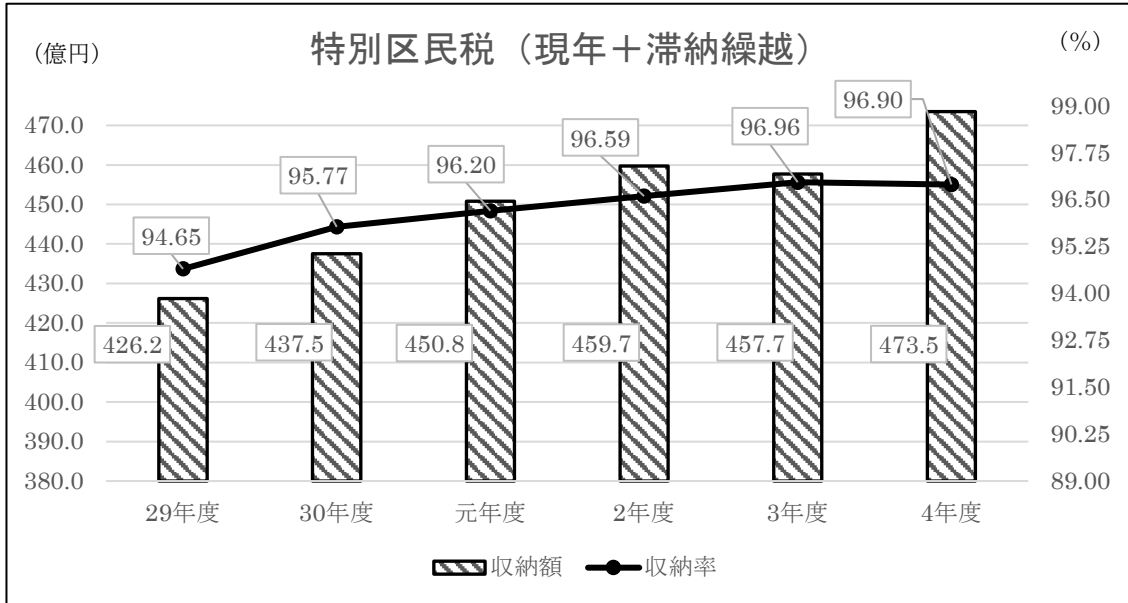
1 令和4年度の収納状況

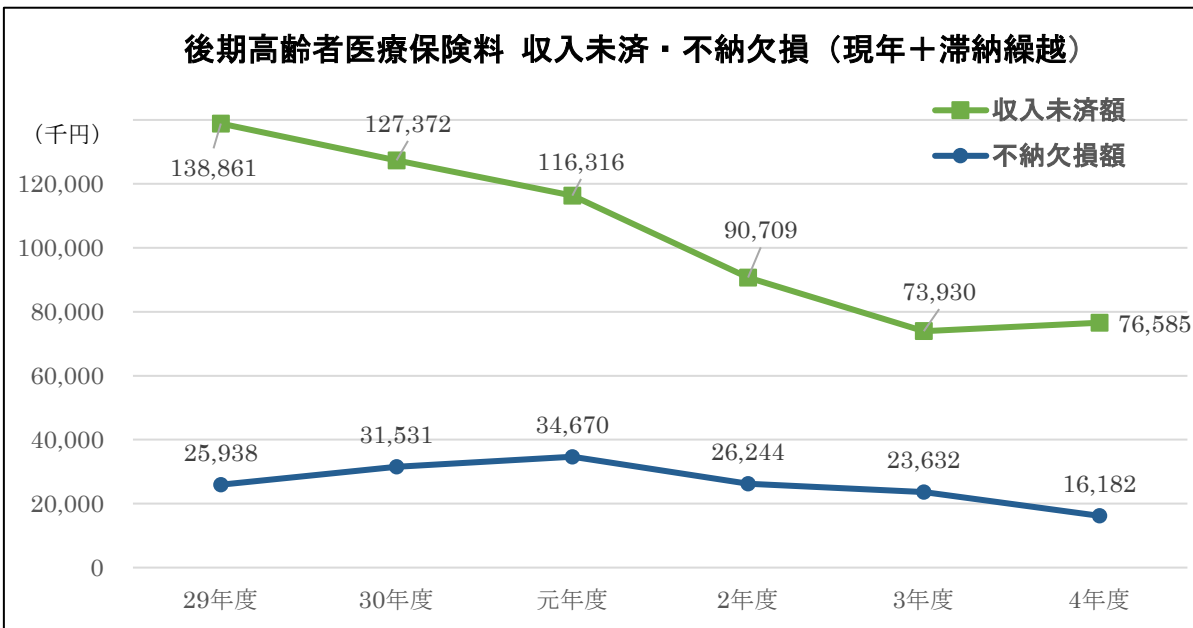
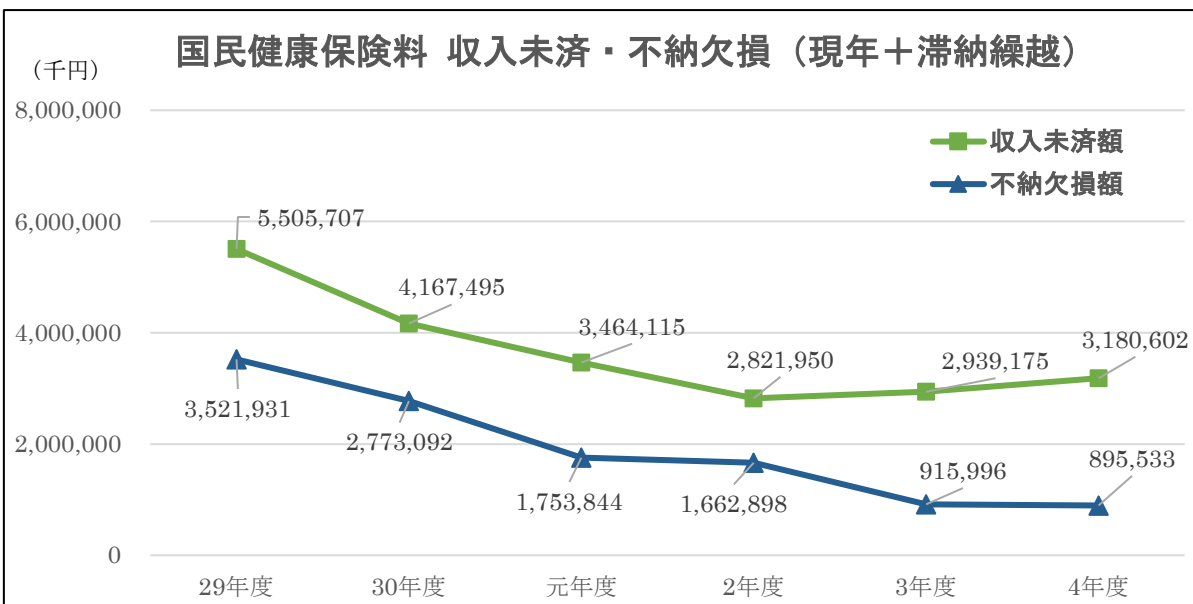
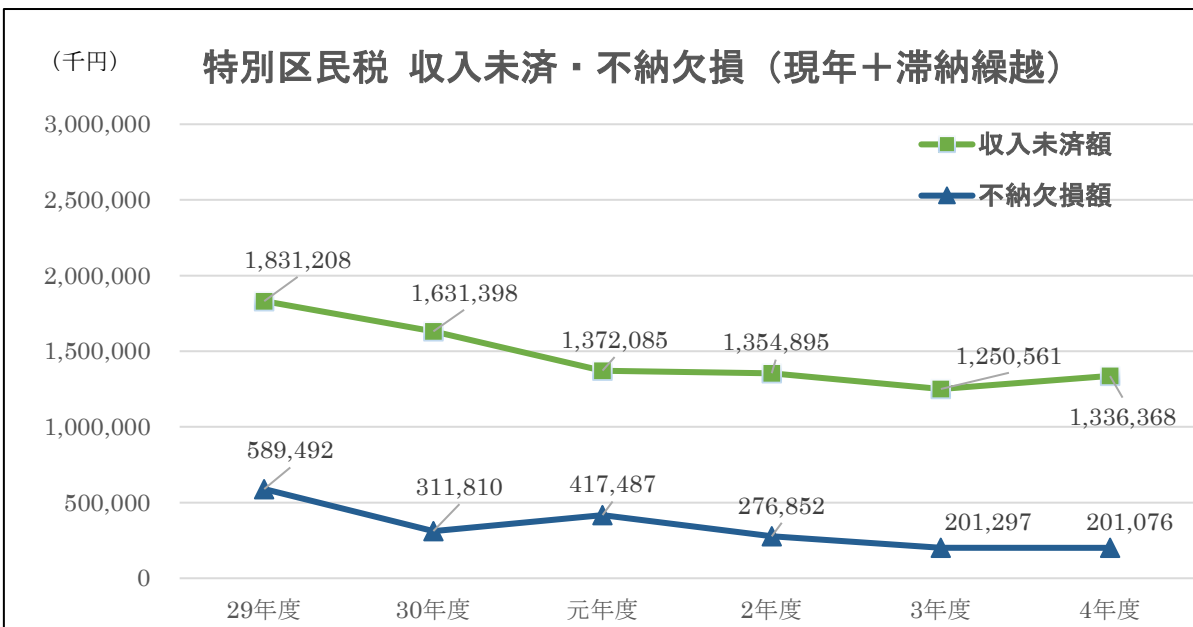
- (1) 収納額は、いずれの債権についても前年度を上回った。
- (2) 収納率は、特別区民税と国民健康保険料が前年度を下回った。コロナ禍の持続化給付金等の一時的な所得に対して課された税等について、物価、光熱費の上昇などの影響で納付困難な状況となっていることが一因と考えられる。

2 今後の方針

足立区滞納対策アクションプランに基づき、自主納付の促進、現年分滞納への早期着手や、高額事案の差押え強化等に取り組み、さらなる収納率の向上に努める。

納付困難な方に対しては特例猶予制度の適用等を行った一方、資力のある滞納者に対しては適切な滞納整理を行った。





※ 収入未済額とは、収入すべき額のうち、その年度に収入できなかった額。収入未済額が減ることで、収納状況が健全化する。

※ 不納欠損額とは、調査等の結果、今後も徴収を見込めず、納付義務を消滅させた額。不納欠損額が減ることで、収納状況が健全化する。

区民委員会報告資料

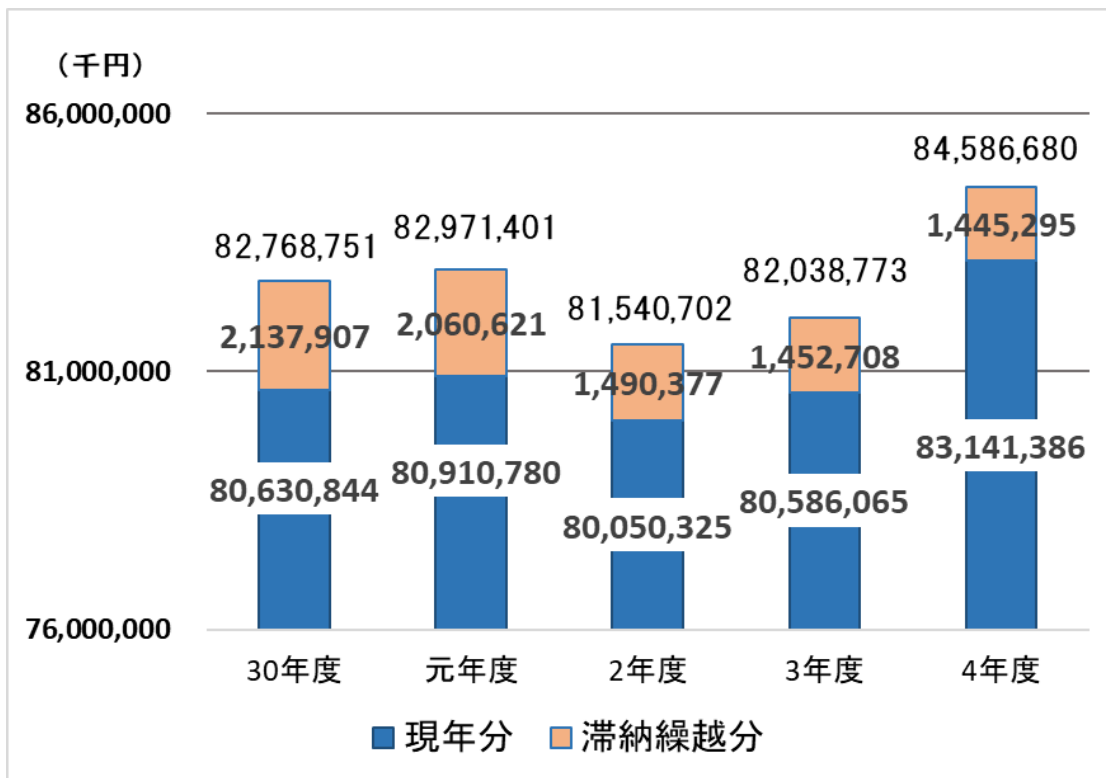
令和5年8月17日

件名	主要収納金の決算見込みについて																																																																
所管部課名	区民部 納税課、国民健康保険課、高齢医療・年金課、地域のちから推進部 住区推進課、産業経済部 企業経営支援課、福祉部 福祉管理課、介護保険課、生活保護指導課、都市建設部 住宅課、学校運営部 学務課、子ども家庭部 子ども施設入園課																																																																
内 容	<p>収納率向上対策委員会で令和4年度決算見込み額での主な債権情報（収納率・不納欠損額）を取りまとめたので以下のとおり報告する。</p>																																																																
	<p>1 令和4年度の収納状況について</p>																																																																
	<p>(1) 主要収納金の収納額合計は、約845億8千万円で前年度比約25億4千万円の増（下表収納額合計欄の①参照、括弧内数値が増減額）となった。コロナ禍で前年度比減となった令和2年度以降は増加している。</p>																																																																
	<p>(2) 一方、収納率については、特別区民税、国民健康保険料などが前年度に比べて減に転じている。これは、コロナ禍の持続化給付金等の一時的な所得に対して課された税等について、物価、光熱費の上昇などの影響により、納付困難な状況となっていることが一因と考えられる。</p>																																																																
	<p>2 主要収納金決算見込み数値 (単位：千円 下段は前年度との増減)</p>																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 981 703 1025">債権名</th> <th data-bbox="703 981 879 1025">区分</th> <th data-bbox="879 981 1038 1025">収納率(%)</th> <th data-bbox="1038 981 1270 1025">収納額</th> <th data-bbox="1270 981 1461 1025">不納欠損額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 1025 703 1238" rowspan="3">特別区民税</td> <td data-bbox="703 1025 879 1093">現年分</td> <td data-bbox="879 1025 1038 1093">98.28 (▲0.19)</td> <td data-bbox="1038 1025 1270 1093">46,815,723 (1,635,590)</td> <td data-bbox="1270 1025 1461 1238" rowspan="3">201,076 (▲221)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1093 879 1171">滞納繰越分</td> <td data-bbox="879 1093 1038 1171">43.21 (▲1.42)</td> <td data-bbox="1038 1093 1270 1171">532,293 (▲59,078)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1171 879 1238">計</td> <td data-bbox="879 1171 1038 1238">96.90 (▲0.06)</td> <td data-bbox="1038 1171 1270 1238">47,348,016 (1,576,512)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1238 703 1462" rowspan="3">軽自動車税（種別割）</td> <td data-bbox="703 1238 879 1305">現年分</td> <td data-bbox="879 1238 1038 1305">96.40 (0.12)</td> <td data-bbox="1038 1238 1270 1305">524,882 (18,511)</td> <td data-bbox="1270 1238 1461 1462" rowspan="3">13,826 (1,975)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1305 879 1384">滞納繰越分</td> <td data-bbox="879 1305 1038 1384">20.00 (0.31)</td> <td data-bbox="1038 1305 1270 1384">9,762 (▲289)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1384 879 1462">計</td> <td data-bbox="879 1384 1038 1462">90.11 (0.61)</td> <td data-bbox="1038 1384 1270 1462">534,644 (18,222)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1462 703 1675" rowspan="3">国民健康保険料</td> <td data-bbox="703 1462 879 1529">現年分</td> <td data-bbox="879 1462 1038 1529">88.90 (▲0.73)</td> <td data-bbox="1038 1462 1270 1529">14,579,059 (31,207)</td> <td data-bbox="1270 1462 1461 1675" rowspan="3">895,533 (▲20,463)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1529 879 1608">滞納繰越分</td> <td data-bbox="879 1529 1038 1608">22.33 (1.68)</td> <td data-bbox="1038 1529 1270 1608">636,225 (81,515)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1608 879 1675">計</td> <td data-bbox="879 1608 1038 1675">79.04 (▲0.79)</td> <td data-bbox="1038 1608 1270 1675">15,215,284 (112,722)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1675 703 1888" rowspan="3">後期高齢者医療保険料</td> <td data-bbox="703 1675 879 1742">現年分</td> <td data-bbox="879 1675 1038 1742">99.51 (▲0.05)</td> <td data-bbox="1038 1675 1270 1742">7,081,687 (763,973)</td> <td data-bbox="1270 1675 1461 1888" rowspan="3">16,182 (▲7,450)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1742 879 1821">滞納繰越分</td> <td data-bbox="879 1742 1038 1821">46.08 (5.98)</td> <td data-bbox="1038 1742 1270 1821">33,763 (▲2,194)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1821 879 1888">計</td> <td data-bbox="879 1821 1038 1888">98.96 (0.23)</td> <td data-bbox="1038 1821 1270 1888">7,115,450 (761,779)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1888 703 2112" rowspan="3">学童保育室保護者負担金</td> <td data-bbox="703 1888 879 1955">現年分</td> <td data-bbox="879 1888 1038 1955">99.38 (▲4.37)</td> <td data-bbox="1038 1888 1270 1955">284,470 (69,876)</td> <td data-bbox="1270 1888 1461 2112" rowspan="3">185 (▲188)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1955 879 2033">滞納繰越分</td> <td data-bbox="879 1955 1038 2033">49.88 (▲8.01)</td> <td data-bbox="1038 1955 1270 2033">1,655 (▲1,509)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 2033 879 2112">計</td> <td data-bbox="879 2033 1038 2112">98.82 (▲3.75)</td> <td data-bbox="1038 2033 1270 2112">286,125 (68,367)</td> </tr> </tbody> </table>					債権名	区分	収納率(%)	収納額	不納欠損額	特別区民税	現年分	98.28 (▲0.19)	46,815,723 (1,635,590)	201,076 (▲221)	滞納繰越分	43.21 (▲1.42)	532,293 (▲59,078)	計	96.90 (▲0.06)	47,348,016 (1,576,512)	軽自動車税（種別割）	現年分	96.40 (0.12)	524,882 (18,511)	13,826 (1,975)	滞納繰越分	20.00 (0.31)	9,762 (▲289)	計	90.11 (0.61)	534,644 (18,222)	国民健康保険料	現年分	88.90 (▲0.73)	14,579,059 (31,207)	895,533 (▲20,463)	滞納繰越分	22.33 (1.68)	636,225 (81,515)	計	79.04 (▲0.79)	15,215,284 (112,722)	後期高齢者医療保険料	現年分	99.51 (▲0.05)	7,081,687 (763,973)	16,182 (▲7,450)	滞納繰越分	46.08 (5.98)	33,763 (▲2,194)	計	98.96 (0.23)	7,115,450 (761,779)	学童保育室保護者負担金	現年分	99.38 (▲4.37)	284,470 (69,876)	185 (▲188)	滞納繰越分	49.88 (▲8.01)	1,655 (▲1,509)	計	98.82 (▲3.75)	286,125 (68,367)
	債権名	区分	収納率(%)	収納額	不納欠損額																																																												
	特別区民税	現年分	98.28 (▲0.19)	46,815,723 (1,635,590)	201,076 (▲221)																																																												
		滞納繰越分	43.21 (▲1.42)	532,293 (▲59,078)																																																													
		計	96.90 (▲0.06)	47,348,016 (1,576,512)																																																													
軽自動車税（種別割）	現年分	96.40 (0.12)	524,882 (18,511)	13,826 (1,975)																																																													
	滞納繰越分	20.00 (0.31)	9,762 (▲289)																																																														
	計	90.11 (0.61)	534,644 (18,222)																																																														
国民健康保険料	現年分	88.90 (▲0.73)	14,579,059 (31,207)	895,533 (▲20,463)																																																													
	滞納繰越分	22.33 (1.68)	636,225 (81,515)																																																														
	計	79.04 (▲0.79)	15,215,284 (112,722)																																																														
後期高齢者医療保険料	現年分	99.51 (▲0.05)	7,081,687 (763,973)	16,182 (▲7,450)																																																													
	滞納繰越分	46.08 (5.98)	33,763 (▲2,194)																																																														
	計	98.96 (0.23)	7,115,450 (761,779)																																																														
学童保育室保護者負担金	現年分	99.38 (▲4.37)	284,470 (69,876)	185 (▲188)																																																													
	滞納繰越分	49.88 (▲8.01)	1,655 (▲1,509)																																																														
	計	98.82 (▲3.75)	286,125 (68,367)																																																														

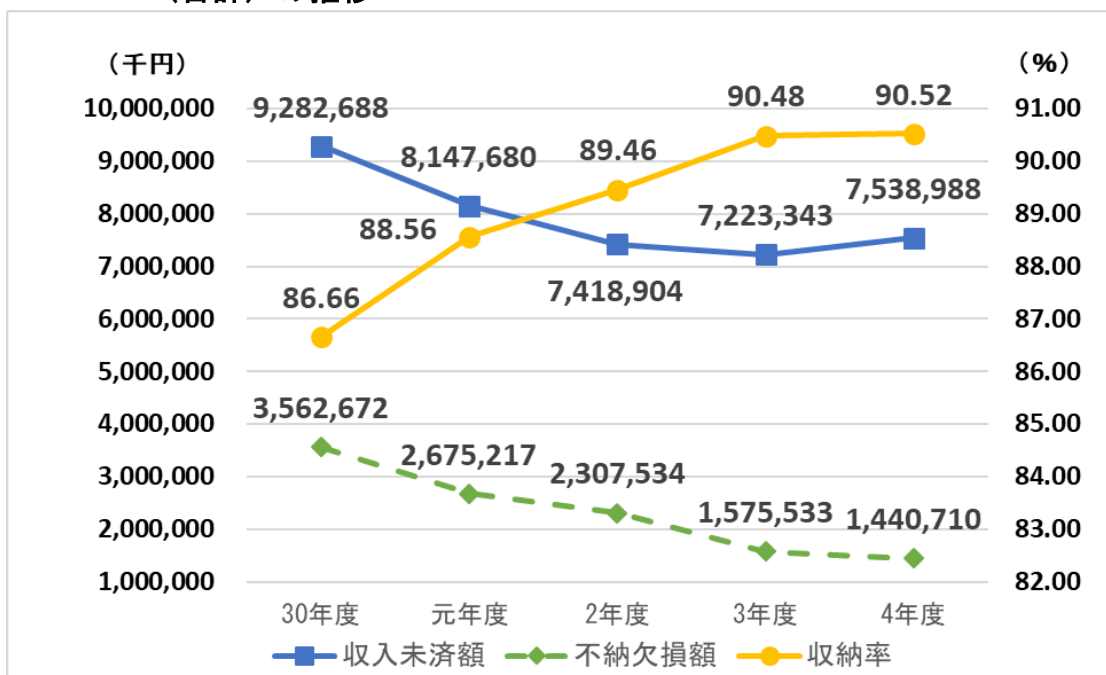
債権名	区分	収納率(%)	収納額	不納欠損額
信用保証料補助金返還金	現年分	93.90 (▲6.10)	17,832 (▲11,179)	125 (114)
	滞納繰越分	0.00 (▲78.82)	0 (▲618)	
	計	93.76 (▲5.68)	17,832 (▲11,797)	
応急小口資金貸付金	現年分	98.96 (10.28)	1,384 (▲517)	135 (▲491)
	滞納繰越分	17.52 (▲3.82)	313 (▲276)	
	計	53.29 (2.50)	1,697 (▲792)	
生業資金貸付金等福祉部 貸付金	現年分	100.00 (0.00)	1,549 (157)	0 (▲976)
	滞納繰越分	7.37 (▲4.80)	3,018 (▲2,792)	
	計	10.75 (▲3.91)	4,566 (▲2,635)	
介護保険料	現年分	98.95 (0.08)	12,108,871 (▲10,316)	117,199 (▲60,854)
	滞納繰越分	21.15 (1.68)	70,350 (▲10,854)	
	計	96.89 (0.63)	12,179,221 (▲21,170)	
生活保護費返還金	現年分	58.09 (▲0.54)	493,984 (56,054)	189,385 (▲46,186)
	滞納繰越分	5.88 (▲0.10)	145,499 (▲7,318)	
	計	19.24 (1.34)	639,483 (48,736)	
一般区営住宅使用料	現年分	99.58 (▲0.29)	162,505 (871)	1,002 (664)
	滞納繰越分	31.50 (3.08)	934 (▲294)	
	計	98.36 (0.35)	163,439 (577)	
育英資金貸付償還金	現年分	96.15 (0.93)	76,604 (15,056)	0 (0)
	滞納繰越分	14.02 (▲3.44)	3,954 (▲1,357)	
	計	74.68 (4.34)	80,558 (13,699)	
保育料	現年分	99.24 (▲1.09)	992,836 (▲13,962)	6,062 (▲747)
	滞納繰越分	28.86 (2.01)	7,529 (▲2,350)	
	計	97.45 (▲0.28)	1,000,365 (▲16,312)	
合計	現年分		83,141,386 (2,555,321)	1,440,710 (▲134,823)
	滞納繰越分		1,445,295 (▲7,413)	
	計		84,586,680 (2,547,907) ①	

- ※ 表中、千円未満四捨五入を行っているため計算数値が一致しない部分がある。
- ※ 不納欠損額とは、調査等の結果、今後も徴収を見込まず、納付義務を消滅させた額。不納欠損額が減ることで、収納状況が健全化する。
- ※ 収納額は、納めすぎなどにより返還すべき額のうち未返還の額を含む。

【参考1】過去5年間の主要収納金収納額（合計）の推移



【参考2】過去5年間の主要収納金収納率、不納欠損額及び収入未済額（合計）の推移



- ※ 収入未済額とは、収入すべき額のうち、その年度に収入できなかった額。収入未済額が減ることで、収納状況が健全化する。

3 今後の方針

SMS（ショートメッセージサービス）を活用した納付勧奨や口座振替の案内を各課横断的に実行するなど、引き続き、収納率向上対策委員会において各課間での情報共有や対策の検討を行いながら、一層の収納率向上に取り組んでいく。

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和5年8月17日

件 名	令和4年度足立区納付案内センターの稼働実績について
所管部課名	区民部 特別収納対策課
内 容	<p>住民税や保険料等の滞納防止及び自主的納付の動機付けや納期限を経過した対象者と早期に接触するため、平成25年度から電話・訪問による納付勧奨を行う「納付案内センター」を業務委託により運用している。</p> <p>令和4年度の稼働実績について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 足立区納付案内センターの概要</p> <p>(1) 業務内容</p> <p>納期限を過ぎても税金や保険料等の納付確認ができない方に対して、電話勧奨、訪問勧奨、差置き、口座振替勧奨、SMS勧奨による案内を行うことで、間接的に滞納整理のサポートを行っている。</p> <p>(2) 業務体制</p> <p>業務責任者1名、副責任者2名、従事者7名（オペレーター・訪問員）の10名程度で運用</p> <p>(3) 営業時間</p> <p>平日 11時～20時（水・木曜日休業） 土日祝 10時～19時</p> <p>(4) 経費</p> <p>令和4年度業務委託料 54,186千円 (令和3年度業務委託料 53,764千円)</p>

2 足立区納付案内センターの稼働実績

(1) 電話勧奨

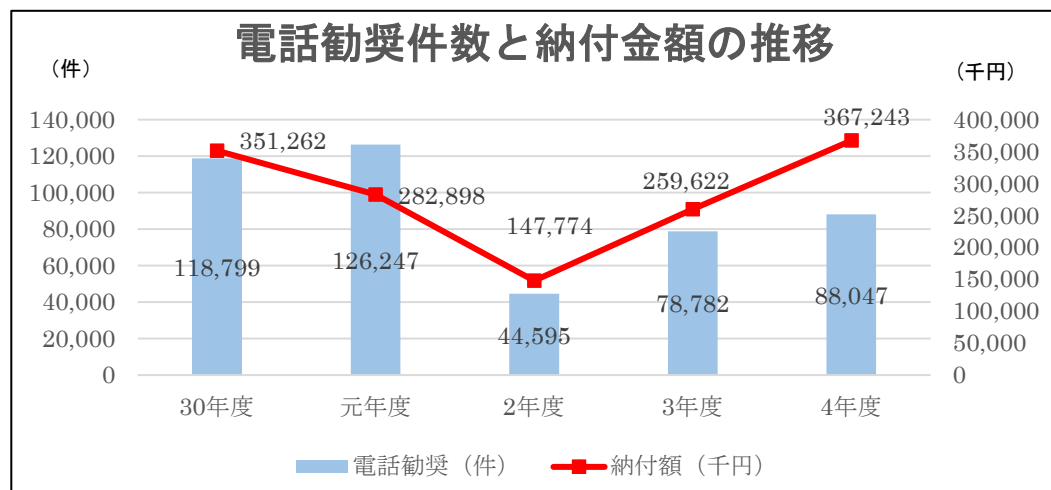
電話勧奨件数は88,047件と前年度に比べ約9千件増加、接触率は20.5%（18,039件）となっている。納付額は367,243千円と前年度に比べて107,621千円増加し、納付案内センターの運用を開始した平成25年度以降過去最高額となった。

（下段は前年度）

債 権		電話勧奨 (件)	接触率 (%)	納付約束 (件)	納付件数 (件)	納付額 (千円)
1	特別区民税・都民税	44,996 (43,588)	19.8 (22.0)	6,132 (5,931)	4,819 (4,479)	257,799 (207,483)
2	軽自動車税	2,575 (1,967)	25.0 (26.2)	516 (392)	305 (251)	2,953 (3,153)
3	国民健康保険料	23,492 (18,343)	19.6 (19.6)	2,966 (1,632)	1,795 (1,138)	64,014 (26,573)
4	後期高齢者医療保険料	4,801 (4,593)	24.5 (17.1)	951 (519)	782 (407)	23,391 (9,280)
5	学童保育室保護者負担金	1,465 (1,714)	19.1 (16.2)	248 (222)	196 (153)	1,481 (1,232)
6	介護保険料	8,556 (6,868)	22.1 (21.1)	1,105 (697)	661 (442)	9,541 (6,286)
7	保育料	1,473 (979)	30.6 (28.8)	411 (243)	334 (210)	7,549 (5,293)
8	東京都母子父子 福祉資金貸付金	500 (467)	12.0 (10.9)	44 (25)	18 (10)	402 (149)
9	応急小口資金貸付金	14 (16)	21.4 (31.3)	3 (4)	1 (3)	6 (45)
10	育英資金償還金	175 (247)	11.4 (14.6)	16 (22)	10 (14)	107 (128)
合 計		88,047 (78,782)	20.5 (21.1)	12,392 (9,687)	8,921 (7,107)	367,243 (259,622)
対前年度比		111.8%	▲0.6P	127.9%	125.5%	141.5%

※1 接触率は本人と電話応答した割合で、不在や留守番電話は含まない

※2 納付件数及び納付額欄は、納付約束した翌々月末日までの納付分を集計



(2) 訪問勧奨

令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施を見合わせたため、訪問による実績は0件である。

新型コロナウイルスの5類への引下げに伴い訪問勧奨を再開する。

(3) 「差置き」

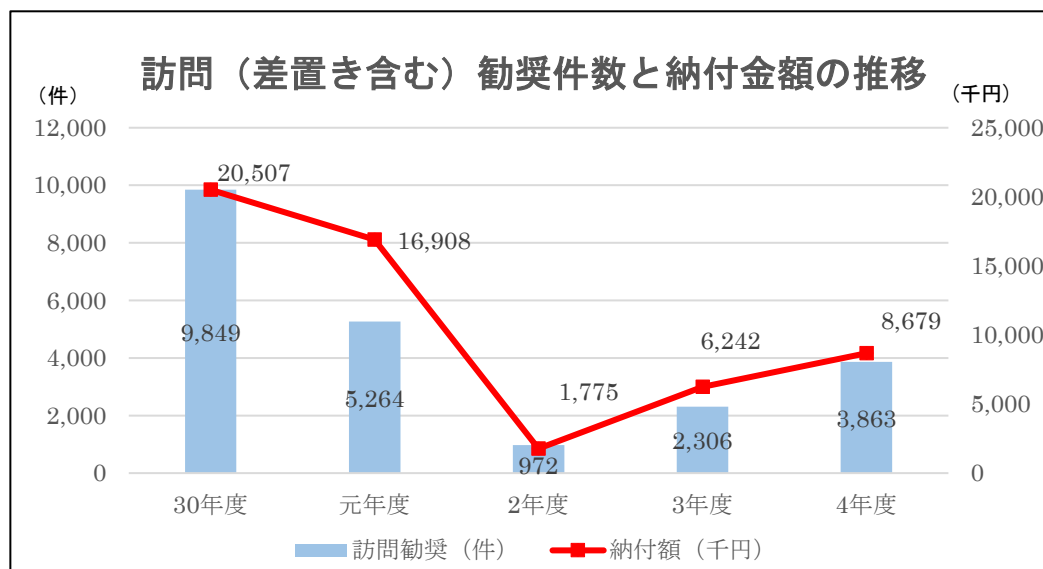
令和3年度及び4年度については、訪問勧奨の代替として、電話勧奨等で反応がない方に対し、当該居住場所の郵便受けに担当課への連絡依頼文書の「差置き」を実施した。

その結果、1,398件の差置きを行い、内252件8,679千円の納付があった。

(下段は前年度実績)

債 権	勧奨件数 A (件)	文書差置き数 B (件)	差置き率 B/A(%)	自主納付 件数 (件)	納付額 (千円)
特別区民税・都民税	2,256 (777)	717 (258)	31.8 (33.2)	131 (56)	6,193 (2,901)
介護保険料	1,607 (1,345)	681 (615)	42.4 (45.7)	121 (131)	2,486 (2,261)
後期高齢者医療保険料	— (184)	— (84)	— (45.7)	— (19)	— (1,080)
合計	3,863 (2,306)	1,398 (957)	36.2 (41.5)	252 (206)	8,679 (6,242)
対前年度比	167.5%	146.1%	▲5.3P	122.3%	139.0%

※ 後期高齢者医療保険料は、令和4年度の差置き実績なし



(4) 口座振替勧奨

国民健康保険料（令和4年度から開始）及び保育料については、納付書で支払っている方に対する口座振替勧奨を行っている。

後期高齢者医療保険料については、上記の勧奨に加えて、残高不足による口座振替不能者に対する再振替の事前案内、特別徴収から普通徴収に切り替わった方に対する口座振替勧奨を実施している。

(下段は前年度実績)

債 権	勧奨件数 (件)	接触率 (%)	口座振替約束 (件)	口座振替件数 (件)
国民健康保険料	7,132 (-)	25.5 (-)	620 (-)	397 (-)
後期高齢者医療保険料	7,646 (9,213)	25.2 (30.4)	1,235 (1,549)	739 (670)
保育料	732 (437)	35.7 (39.4)	193 (115)	97 (69)
合計	15,510 (9,650)	25.8 (30.8)	2,048 (1,664)	1,233 (739)
対前年度比	160.7%	▲5.0P	123.1%	166.8%

口座振替の推進は期限内収納率の向上に寄与するため、特別区民税など他の債権についても積極的に口座振替勧奨を行っていく。

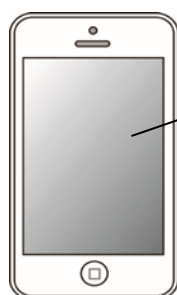
(5) SMS 勧奨

滞納者との早期接触の機会を拡大するため、令和4年8月23日から新たな納付案内手法（ツール）としてSMSの運用を開始した。

SMSは複数の携帯電話やスマートフォンの電話番号に一斉にメッセージを送信できるサービス（ショート・メッセージ・サービス）である。

SMS送信そのものに対する区民等からの苦情は現時点で0件であるが、当初「詐欺ではないか」と確認の問い合わせは3件あった。

【送信イメージ】



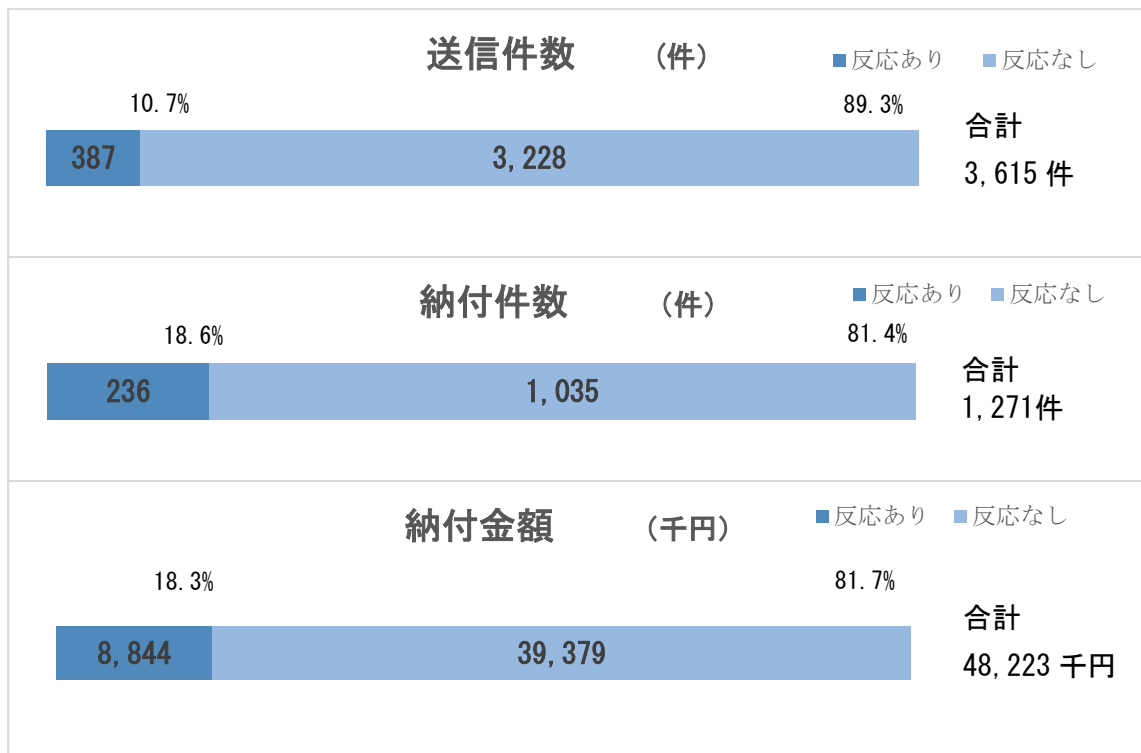
《メッセージ》

足立区納付案内センターです。〇〇月〇〇日、〇〇〇〇〇〇の件で 03-3880-8651 又は 03-3880-8661 の番号からお電話しましたが繋がらず、送信させていただきました。お手数ですが上記の番号まで折り返しご連絡ください。
※このメッセージは送信専用のため返信できません。

ア SMSの実績

直近の電話勧奨に応答がない方を対象としてSMSを送信しており、電話勧奨では接触できなかった387件と新たに接触することができ、反応率は10.7%となっている。

納付実績は、反応があった方では236件、8,844千円、反応がなかったものの自主納付した方は1,035件、39,379千円であり、送信件数3,615件のうち1,271件(35.2%)の納付があり、高い効果が得られた。



イ 債権別の内訳

債権別内訳を見ると高齢者（後期高齢者医療保険料）よりも若い世代（保育・学童）の反応率が高い傾向にある。

（債権別内訳）

債 権	送信 件数 (件)	反応 件数 (件)	反応率 (%)	反応あり		反応なし	
				納付 件数 (件)	納付額 (千円)	納付 件数 (件)	納付額 (千円)
特別区民税・都民税	1,637	175	10.7	124	6,008	623	28,368
軽自動車税	100	8	8.0	—	—	—	—
国民健康保険料	905	90	9.9	43	1,589	147	6,357
後期高齢者医療保険料	164	14	8.5	8	222	56	1,325
学童保育室保護者負担金	133	20	15.0	18	158	54	596
介護保険料	511	50	9.8	25	443	105	1,661
保育料	137	28	20.4	17	412	46	1,018
東京都母子父子 福祉資金貸付金	13	2	15.4	1	12	1	26
育英資金償還金	15	0	0.0	0	0	3	28
合計	3,615	387	10.7	236	8,844	1,035	39,379

- ※1 「特別区民税・都民税」欄の納付件数及び納付額は、軽自動車税の計数を含む
- ※2 反応件数は、送信したメールに対して送信月末日までに返電あった件数
- ※3 納付件数・納付額は、メール送信後2か月以内に納付されたものを集計

3 今後の方針

電話などと比べてSMSは滞納者本人にメールで直接用件を伝えることが可能であるため、送信後の反応がなくとも約4千万円の納付があるなど、リマインド効果が高く、納付勧奨業務に非常に有効である。

今後は、送信件数の増加、送信対象者の絞り込みを行うとともに、口座振替不能を防止するため「口座振替日のお知らせ」など、新たな活用方法も展開しながら、SMS勧奨をさらに推進していく。

区民委員会報告資料

令和5年8月17日

件名	コンビニ交付システム停止にかかる対応経過について														
所管部課名	区民部 戸籍住民課、課税課														
内容	<p>富士通 Japan (株) は、提供するコンビニ交付システムにおいて、他の自治体で誤交付が生じたため、システム利用自治体へシステムの即時停止を要請した。そのため、区としても誤交付のリスクを考慮し、コンビニ交付の一時停止を行った。</p> <p>システムの一時停止にかかる対応について以下のとおり報告する。</p> <p>1 経過</p> <table border="1" data-bbox="408 958 1445 1541"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月28日(水)</td> <td>他自治体で証明書の誤交付が発生</td> </tr> <tr> <td>6月30日(金)</td> <td>富士通 Japan が即時停止を要請 区のコンビニ交付システムを停止</td> </tr> <tr> <td>7月6日(木)</td> <td>窓口受付時間の延長開始(7月14日まで)</td> </tr> <tr> <td>7月10日(月)</td> <td>富士通 Japan へ要請書の発出</td> </tr> <tr> <td>7月12日(水)</td> <td>富士通 Japan から点検内容の報告</td> </tr> <tr> <td>7月13日(木)</td> <td>富士通 Japan から点検完了の報告 区がコンビニ交付システムを再開</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 システムの点検内容と結果</p> <p>(1) 発生原因 富士通 Japan が過去の改修対応を一部の自治体に適用していなかった</p> <p>(2) 点検及び報告内容 ア 過去のすべての改修プログラムの把握 イ 自治体ごとに修正プログラムが正しく適用されていることを点検</p> <p>(3) 点検結果 ア 足立区で運用するシステムについて、全てのプログラム改修が適用されていることを確認 イ 現時点で新たなプログラム改修は不要</p>	日付	内容	6月28日(水)	他自治体で証明書の誤交付が発生	6月30日(金)	富士通 Japan が即時停止を要請 区のコンビニ交付システムを停止	7月6日(木)	窓口受付時間の延長開始(7月14日まで)	7月10日(月)	富士通 Japan へ要請書の発出	7月12日(水)	富士通 Japan から点検内容の報告	7月13日(木)	富士通 Japan から点検完了の報告 区がコンビニ交付システムを再開
日付	内容														
6月28日(水)	他自治体で証明書の誤交付が発生														
6月30日(金)	富士通 Japan が即時停止を要請 区のコンビニ交付システムを停止														
7月6日(木)	窓口受付時間の延長開始(7月14日まで)														
7月10日(月)	富士通 Japan へ要請書の発出														
7月12日(水)	富士通 Japan から点検内容の報告														
7月13日(木)	富士通 Japan から点検完了の報告 区がコンビニ交付システムを再開														

3 窓口での受付時間の延長

(1) 対応内容

- ア 期間 令和5年7月6日(木)～7月14日(金)、平日
通常17時までのところ19時まで受付時間を延長
- イ 窓口 戸籍住民課、課税課
- ウ 実績

	来庁者数	証明書発行数
戸籍住民課	100名	125通
課税課	41名	41通
合計	141名	166通

- エ 区民から寄せられた声
- (ア) 時間と場所が決められた窓口に行く負担が大きい
 - (イ) コンビニでの手数料半額のメリットを受けられなかった
 - (ウ) 窓口では印鑑登録証がないと交付ができなかった
 - (エ) 本庁舎の受付延長により、仕事後に証明書が受け取れて助かった

4 今後の対応方針

- (1) 令和5年7月10日、区から富士通 Japan に要請書を発出し、次の2点について強く要請した。安定的なシステム運用に向けて引き続き対応の強化を求めていく。
- ア 徹底したシステム点検と改善
 - イ 抜本的に誤交付を解決する追加機能の早期実装
- (2) コンビニ交付システムの不具合に伴い生じた人件費等の実費負担分について富士通 Japan へ損害賠償請求を行う。
- (3) 富士通 Japan から7月分のコンビニ交付システムの保守経費を請求しない旨の文書を受けたため、システム運用経費について契約変更を行う。

区民委員会報告資料

令和5年8月17日

件名	令和5年度国民健康保険料の賦課状況について																																													
所管部課名	区民部 国民健康保険課																																													
内容	<p>令和5年度国民健康保険料の当初賦課処理を実施し、保険料決定通知書及び上半期の納付書を6月14日付けで発送した。発送件数は99,146通（内訳：現年分98,232通、過年度分914通）である。</p> <p>1 6月調定における賦課額・世帯数の比較（現年分のみ）</p> <table border="1" data-bbox="304 622 1422 958"> <thead> <tr> <th></th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>増減</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賦課額</td> <td>16,478,474千円</td> <td>15,809,113千円</td> <td>△669,361千円</td> <td>△4.06%</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>101,940世帯</td> <td>98,232世帯</td> <td>△3,708世帯</td> <td>△3.64%</td> </tr> <tr> <td>1世帯当たりの賦課額</td> <td>161,600円</td> <td>160,900円</td> <td>△700円</td> <td>△0.43%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【令和5年度の傾向】</p> <p>(1) 令和5年度は世帯数・賦課額ともに減少し、特に世帯数は、10万世帯を割り込んだ。</p> <p>(2) 世帯数減の主な要因は、①社会保険の適用拡大と②満75歳の年齢到達による後期高齢者医療制度への移行である。</p> <p>(3) 昭和22年から24年生まれの、いわゆる『団塊の世代』が令和4年度から順次後期高齢者医療制度へ移行しているが、この傾向は令和6年度まで継続する見込みである。</p> <p>(4) 1世帯当たりの保険料は、概算で令和4年度の161,600円から160,900円に700円減少した。</p> <p>2 軽減等の状況（現年分のみ）</p> <p>(1) 所得が一定基準以下の世帯に係る均等割額軽減（※1）</p> <p>※1 世帯主及び国民健康保険加入者全員の総所得金額が一定の基準以下の場合、均等割額を軽減する措置</p> <table border="1" data-bbox="304 1727 1422 2130"> <thead> <tr> <th></th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>増減</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割軽減</td> <td>27,617世帯 (27.1%)</td> <td>26,497世帯 (27.0%)</td> <td>△1,120世帯</td> <td>△4.06%</td> </tr> <tr> <td>5割軽減</td> <td>10,663世帯 (10.5%)</td> <td>10,078世帯 (10.3%)</td> <td>△585世帯</td> <td>△5.49%</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>8,149世帯 (8.0%)</td> <td>7,724世帯 (7.8%)</td> <td>△425世帯</td> <td>△5.22%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>46,429世帯 (45.6%)</td> <td>44,299世帯 (45.1%)</td> <td>△2,130世帯</td> <td>△4.59%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 下段の（ ）内は賦課世帯数に対する割合</p>		4年度	5年度	増減	前年比	賦課額	16,478,474千円	15,809,113千円	△669,361千円	△4.06%	世帯数	101,940世帯	98,232世帯	△3,708世帯	△3.64%	1世帯当たりの賦課額	161,600円	160,900円	△700円	△0.43%		4年度	5年度	増減	前年比	7割軽減	27,617世帯 (27.1%)	26,497世帯 (27.0%)	△1,120世帯	△4.06%	5割軽減	10,663世帯 (10.5%)	10,078世帯 (10.3%)	△585世帯	△5.49%	2割軽減	8,149世帯 (8.0%)	7,724世帯 (7.8%)	△425世帯	△5.22%	合計	46,429世帯 (45.6%)	44,299世帯 (45.1%)	△2,130世帯	△4.59%
	4年度	5年度	増減	前年比																																										
賦課額	16,478,474千円	15,809,113千円	△669,361千円	△4.06%																																										
世帯数	101,940世帯	98,232世帯	△3,708世帯	△3.64%																																										
1世帯当たりの賦課額	161,600円	160,900円	△700円	△0.43%																																										
	4年度	5年度	増減	前年比																																										
7割軽減	27,617世帯 (27.1%)	26,497世帯 (27.0%)	△1,120世帯	△4.06%																																										
5割軽減	10,663世帯 (10.5%)	10,078世帯 (10.3%)	△585世帯	△5.49%																																										
2割軽減	8,149世帯 (8.0%)	7,724世帯 (7.8%)	△425世帯	△5.22%																																										
合計	46,429世帯 (45.6%)	44,299世帯 (45.1%)	△2,130世帯	△4.59%																																										

【令和5年度の傾向】

- (ア) 賦課世帯数に対する割合は、令和4年度と比較し、0.5P減とほぼ横ばいであるものの世帯数は2,130世帯(4.59P)減少した。
- (イ) 減少の主な要因は、対象世帯の後期高齢者医療保険への移行である。

(2) 未就学児に係る均等割額軽減(※3)

※3 就学前の子どもにかかる均等割額の5割を軽減する措置

総軽減割合	内訳1	内訳2	4年度	5年度	増減	前年比
8.5割	7割	1.5割	598人	610人	12人	2.00%
7.5割	5割	2.5割	504人	416人	△88人	△17.46%
6割	2割	4割	406人	338人	△68人	△16.75%
未就学児に係る均等割額軽減のみ			1,836人	1,736人	△100人	△5.45%
合計			3,344人	3,100人	△244人	△7.30%

内訳1 所得が一定基準以下の世帯に係る均等割額軽減割合

内訳2 未就学児に係る均等割額軽減割合

【令和5年度の傾向】

- 令和4年度から244人(7.30P)減少したが、国保加入世帯のうち、未就学児がいる世帯が減少したことが要因である。

(3) 保険料が限度額(※4)に達した世帯数

※4 限度額世帯とは、保険料の最高額に達した世帯

(令和5年度102万円、令和4年度102万円)

	4年度	5年度	増減	前年比
限度額世帯	2,267世帯 (2.2%)	1,658世帯 (1.7%)	△609世帯	△26.9%

※5 下段の()内は賦課世帯数に対する割合

【令和5年度の傾向】

- 令和4年度から609世帯(26.9P)減少した。

3 今後の方針

今後も世帯の状況の把握に努め、適切な対応を行っていく。

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和5年8月17日

件 名	後期高齢者医療制度における一部負担金（自己負担）割合の算定誤りについて										
所管部課名	区民部高齢医療・年金課										
内 容	<p>後期高齢者医療制度における一部負担金（自己負担）割合の算定の一部に誤りがあったため報告する。</p> <p>1 概要</p> <p>令和4年10月から令和5年7月7日までの間、後期高齢者医療の一部負担金（自己負担）割合の算定に誤りがあり、本来、一部負担金（自己負担）割合が「2割」区分となる被保険者56名に対し、「1割」の誤った被保険者証を交付していた。</p> <p>2 経過</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">時 期</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年10月 ～ 令和5年7月</td> <td> <p>① 令和4年10月の制度改正により2割負担が新たに追加された。この新しい負担割合は、住民税課税所得を基に判定を行うが、区システムにおいて住民税課税所得情報が正しく連携していなかった^(※1) ことにより、令和4年10月から56名の被保険者に対し、一部負担金（自己負担）割合の算定誤りが発生した。</p> <p>※1 税システムから後期高齢者医療システムに所得情報を連携する際、非課税者の住民税課税所得を一律0円として処理する仕様になっていた。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月14日</td> <td> <p>① 被保険者から、昨年度と一部負担金（自己負担）割合が異なる被保険者証が届いたため、確認して欲しい旨の問い合わせがあった。</p> <p>② 担当職員が税システムと後期高齢者医療広域連合電算処理システムの住民税課税所得金額を確認したところ金額に差異があることがわかった。</p> <p>③ 金額の差異について調査した結果、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの住民税課税所得情報に誤りがあることが判明した。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月14日 ～24日</td> <td> <p>① 正しい所得情報を取得し、一部負担金（自己負担）割合に変更が生じる可能性がある被保険者の抽出作業を行った。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月24日</td> <td> <p>① 区から東京都後期高齢者医療広域連合に正しい住民税課税所得を提供し、東京都後期高齢者医療広域連合が一部負担金（自己負担）割合を決定</p> </td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	令和4年10月 ～ 令和5年7月	<p>① 令和4年10月の制度改正により2割負担が新たに追加された。この新しい負担割合は、住民税課税所得を基に判定を行うが、区システムにおいて住民税課税所得情報が正しく連携していなかった^(※1) ことにより、令和4年10月から56名の被保険者に対し、一部負担金（自己負担）割合の算定誤りが発生した。</p> <p>※1 税システムから後期高齢者医療システムに所得情報を連携する際、非課税者の住民税課税所得を一律0円として処理する仕様になっていた。</p>	7月14日	<p>① 被保険者から、昨年度と一部負担金（自己負担）割合が異なる被保険者証が届いたため、確認して欲しい旨の問い合わせがあった。</p> <p>② 担当職員が税システムと後期高齢者医療広域連合電算処理システムの住民税課税所得金額を確認したところ金額に差異があることがわかった。</p> <p>③ 金額の差異について調査した結果、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの住民税課税所得情報に誤りがあることが判明した。</p>	7月14日 ～24日	<p>① 正しい所得情報を取得し、一部負担金（自己負担）割合に変更が生じる可能性がある被保険者の抽出作業を行った。</p>	7月24日	<p>① 区から東京都後期高齢者医療広域連合に正しい住民税課税所得を提供し、東京都後期高齢者医療広域連合が一部負担金（自己負担）割合を決定</p>
時 期	内 容										
令和4年10月 ～ 令和5年7月	<p>① 令和4年10月の制度改正により2割負担が新たに追加された。この新しい負担割合は、住民税課税所得を基に判定を行うが、区システムにおいて住民税課税所得情報が正しく連携していなかった^(※1) ことにより、令和4年10月から56名の被保険者に対し、一部負担金（自己負担）割合の算定誤りが発生した。</p> <p>※1 税システムから後期高齢者医療システムに所得情報を連携する際、非課税者の住民税課税所得を一律0円として処理する仕様になっていた。</p>										
7月14日	<p>① 被保険者から、昨年度と一部負担金（自己負担）割合が異なる被保険者証が届いたため、確認して欲しい旨の問い合わせがあった。</p> <p>② 担当職員が税システムと後期高齢者医療広域連合電算処理システムの住民税課税所得金額を確認したところ金額に差異があることがわかった。</p> <p>③ 金額の差異について調査した結果、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの住民税課税所得情報に誤りがあることが判明した。</p>										
7月14日 ～24日	<p>① 正しい所得情報を取得し、一部負担金（自己負担）割合に変更が生じる可能性がある被保険者の抽出作業を行った。</p>										
7月24日	<p>① 区から東京都後期高齢者医療広域連合に正しい住民税課税所得を提供し、東京都後期高齢者医療広域連合が一部負担金（自己負担）割合を決定</p>										

時 期	内 容
7月24日 ～26日	① 区とシステムベンダーで作成した一部負担金（自己負担）割合に変更が生じる可能性がある候補者リストにより、被保険者の医療機関への受診状況（令和4年10月から令和5年5月まで）を確認した。
7月27日	① 東京都後期高齢者医療広域連合から正しい一部負担金（自己負担）割合の被保険者証の画像データを区が受領し印刷 ② 正しい被保険者証と候補者リストを突合し、影響人数及び金額についての調査を実施した。
7月28日	① 被保険者56名へ、お詫び文とともに、正しい一部負担金（自己負担）割合の被保険者証を発送した。
7月31日 ～8月3日	① 電話及び訪問にて説明とお詫びをした（全件実施済み）。

3 原因

令和4年10月の法改正により、一部負担金（自己負担）割合が「1割」で住民税課税所得が28万円以上ある方は、「2割」に変更となった。しかし区のシステムでは、非課税者の住民税課税所得を一律0円で取り込む仕様になっていたため、「2割」と判定すべき住民税非課税かつ課税所得28万円以上の方を、法改正前と同じく「1割」と判定してしまっていた。

※ 今回の算定誤りは法改正の影響によるもので、法改正前の算定に誤りがないことは確認済み。

4 影響の規模等

(1) 対象者数、金額

合計：56名・合計金額：606,908円

（一人あたりの影響額 最大：28,595円・最少：490円）

令和4年度分^(※2)のみ：26名

令和4年度、5年度：20名

令和5年度分のみ：10名（8月からの受診分が対象となるため影響額無し）

※2 令和4年10月診療分から令和5年5月診療分までの利用実績（7/20現在、医療機関からの請求が確定している情報による。）であり6月、7月の診療実績は、現時点で確認できないため金額が高くなる可能性がある。

(2) 差額分の対応について

今後、保険者である東京都後期高齢者医療広域連合から各被保険者に対し差額分が請求（時期は未定）される予定である。

※ 対象者には直接ご説明済み。

5 再発防止策

- (1) 制度改正の際には、システム担当だけでなく、課内の担当業務の係も検証作業を行う。
- (2) 税システムから後期高齢者医療システムへ連携する際に、非課税者の住民税課税所得を一律0円とする必要があるのか現在確認をしている。今後、必要に応じてシステム改修を行う。